

学校感染症による出席停止について

下記の疾病に罹患した場合、学校感染症にあたるため、学校保健安全法等の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。

●文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症亜急性性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 * その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで * その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

学校は集団生活の場のため、集団感染が起きやすい場所です。感染拡大を防ぐためにも、早期に状況を把握することが必要になりますので、お子様が学校感染症に罹患した際には、速やかに下記の手続きで対応をお願いいたします。

ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 医療機関を受診し、学校感染症に罹患したと診断を受けたら、速やかに学校（学級担任）に電話連絡してください。
- ② 担当医師の指示に従い、加療・休養してください。（上記の出席停止期間は目安です。）
- ③ 医師に「登校許可証明書」の記入・捺印をお願いし、保護者記入欄にも記入・捺印の上、登校再開日に本人に持参させてください。登校許可証明書は学級担任に提出してください。
※「登校許可証明書」は本校ホームページ（次項）よりダウンロードしてお使いください。

登 校 許 可 証 明 書

患者氏名：_____

病名（□印）

●学校保健安全法第2種の感染症

☐インフルエンザ（H5N1を除く） ☐百日咳 ☐麻疹 ☐流行性耳下腺炎

☐風しん ☐水痘 ☐咽頭結膜熱 ☐結核 ☐髄膜炎菌性髄膜炎

●学校保健安全法第3種の感染症

☐コレラ ☐細菌性赤痢 ☐腸管出血性大腸菌感染症 ☐腸チフス ☐パラチフス

☐流行性角結膜炎 ☐急性出血性結膜炎

☐その他の感染症（_____）

上の者は上記疾病に罹患し、_____月_____日からの加療により、治癒又は感染させる

恐れがないと認め、_____月_____日からの登校を許可する。

平成_____年_____月_____日

医療機関名_____

医師名_____ 印

*保護者記入欄

穎明館中学高等学校長殿

上記証明により、本日、平成_____年_____月_____日より登校させます。

_____年 _____組 _____番 生徒氏名_____

保護者氏名_____ 印